

一般事業主行動計画の公表について

医療法人永仁会は「次世代育成支援対策推進法」に基づき「一般事業主行動計画」を公表
します。

次世代育成支援対策法とは

次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくるために、国、地方公共団体、
事業主、国民が担う責務を明らかにし、平成 17 年 4 月 1 日から 10 年間かけて集中的かつ
計画的に取り組んでいくためにつくられたものです。

一般事業主行動計画とは

企業が、子育てをしている労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環
境の整備や、子育てをしていない労働者も含めた多様な労働条件の整備などを行うために
策定する計画です。

医療法人永仁会 行動計画

職員 1 人 1 人が仕事と生活の調和を図り働きやすい職場環境を整備する事により、個々が
もつ能力を十分に発揮できるようにする為、下記の行動計画を策定致しました。

当法人では「次世代育成支援対策推進法」に基づき「一般事業主行動計画」を公表します。

職員1人1人が仕事と生活の調和を図り働きやすい職場環境を整備する事により、個々がもつ能力を十分に発揮できるようにする為、下記の行動計画を策定致しました。

次世代育成支援対策法とは

次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくるために、国、地方公共団体、事業主、国民が担う責務を明らかにし、平成17年4月1日から10年間かけて集中的かつ計画的に取り組んでいくためにつくられたものです。

一般事業主行動計画とは

企業が、子育てをしている労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備や、子育てをしていない労働者も含めた多様な労働条件の整備などを行うために策定する計画です。

医療法人永仁会 行動計画

職員1人1人が仕事と生活の調和を図り働きやすい職場環境を整備する事により、個々がもつ能力を十分に発揮できるようにする為、下記の行動計画を策定致しました。

1計画期間： 令和2年12月1日 ~ 令和4年3月31日

2. 目標と取組内容

【目標】

- ・リフレッシュ休暇(年間12日)の導入(正職員)
- ・未就学時までの時短勤務延長
- ・非常勤職員も含め育児休業取得率80%以上とする。
- ・保育園の更なる充実

・男性職員の育児休暇取得の推進を図る。女性の育児休暇取得率は、高水準で利用されているが、男性の育児休暇取得率は0であった。今後はそれを推進し、現在取得希望者(1名)の取得を目指す。

【取組内容】

・リフレッシュ休暇の導入

- 公休とは別に毎月1日取得できるリフレッシュ休暇の導入を目指す

・短時間勤務の拡充

- 現在は3歳までだが未就学児まで期間を延長

・育児休業を取得しやすく、職場復帰できるような環境整備を図る

- 育児休暇中の代替え職員の確保
- 相談体制の充実

・院内保育園充実の検討

- 平成30年1月～「永仁会保育園」がオープンしたが、園庭の整備や玩具の充実など、より預けたいくなるような保育園の充実を目指す

・福利厚生強化

- 令和2年12月～ 法人本部にて検討
- 職員にとって魅力ある福利厚生内容になるよう、再度検討

・多様化する各ハラスメント対策

- 定期的に職員へ資料配布し意識を高めていく
- 外部相談窓口の設置